

第17回鳥取地方裁判所委員会及び第17回  
鳥取家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

平成23年7月6日（水）午後1時30分～午後3時20分

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

大崎良信（家裁委員），大田原俊輔（地家裁委員），奥野隆一（家裁委員），  
門脇憲彦（家裁委員），佐藤洋子（家裁委員），助川鶴平（家裁委員），竹内  
いずみ（地裁委員），寺垣琢生（地家裁委員），奈良 武（地裁委員），濱村  
恵子（家裁委員），林 浩志（地裁委員），宮城絵理（家裁委員），矢延正平  
（地家裁委員），山上富蔵（地家裁委員），山田 正（地裁委員），山本 徹  
（地裁委員），和久田斉（地裁委員）

（事務担当者等）

地家裁：瀧事務局長

地裁：垣屋民事首席書記官，清水民事訟廷管理官

家裁：津森総務課長，岸田総務課課長補佐（書記）

4 議題

(1) テーマ：利用者に分かりやすい説明等

(2) 次回開催テーマ等

5 議事

(1) 新任委員の紹介

(2) テーマについての意見交換

別紙のとおり

(3) 次回の開催テーマ等

次回の鳥取地方裁判所委員会及び鳥取家庭裁判所委員会を合同で開催し、開催日時は平成24年1月16日(月)午後1時30分から2時間程度とする。

テーマは、「成年後見の選任と監督について」とする。

以 上

(別紙)

テーマ「利用者に分かりやすい説明等」

(当庁ホームページの「民事訴訟の説明文」(資料1)及び「債権執行の説明文」(資料2)に関して意見交換を行った。資料1, 2は末尾に添付)

(事務担当者：事前配布資料に関する説明)

委員長 資料1の4の最初から3行目あたりに(2), 飛んでまた3行先に(3), (4), (5)と括弧書があるのですが, 恐らくこの4の一番頭のところに(1)が抜けているのではありませんか。

事務担当者 当庁のホームページにつきましては, 必要に応じて修正等をしていりますが, 全体的に見ますと, ちょっと不統一なところがあり, 本来であれば, その都度見直し, 調整をする必要があるところですが, これまで十分徹底していなかったということはあると思います。今後, 改めて見直しをして, 修正等をしていくことになると思います。

委員 まず1点目が, 資料1の4の「訴状とともに裁判所に提出する書類について」の次に, 「提出する訴状副本の数は, 」とあって, 副本というのがここで出てきますが, 我々弁護士は, 正本と副本に判こを押して, それを裁判所に提出して, 使い分けていますが, どこにも正本という言葉が, この説明には出てこなくて, 副本がいきなりここで説明が出てきても, 果たしてこれを読んで, 訴状副本は何のことだろうと分かるのかという疑問がありまして, 説明が不親切ではないかというのが1点です。

2つ目が, これは一応, タイトルが地方裁判所のところの流れになっていて, 手続案内になっていますが, 恐らく簡易裁判所の手続案内というのは, この訴状としてはないだろうと思うわけです。切手代に関して予納郵便切手一覧の表が出ていますが, 6, 120円というの

は、地方裁判所の切手の組合せで、簡易裁判所の切手の組合せはもっと安いです。簡易裁判所の切手の組合せも付け加えてもらいたと思います。

事務担当者 確かに、用語の説明としては不十分だと思いますので、副本の意味を括弧書か何かで加えることを検討したいと思います。

次に、切手の組合せのお話ですが、基本的には地方裁判所の手続という趣旨で作成しており、簡易裁判所の手続について作成したものではありません。簡易裁判所については、少額訴訟等の説明があったかどうか、ちょっと私が確認していないので、簡裁の方はチェックしていないですが、簡裁の方の説明にあれば、そちらの方で説明をする形になると思います。今回、地方裁判所の分ということで御説明して、検討いただいているところなので、簡裁は簡裁というところで、もしなければ、検討したいと思います。

委員 ホームページを御覧いただいた方にとって分かりやすい表記や用語の使い方になっているかというような趣旨でしたので、送付された資料を課内で供覧をさせていただいて、職員の意見を聞いたところですが、基本的にはやはり、内容が大変難しく、専門的であり、これは誰に対してのホームページなのか、一般の県民向けではきっとないだろう、県民が見ても、書いてあることがよく分からないので、皆の感想としては、結局分かりにくいので、これは専門家に相談しないとだめだということが、まず、第一にありました。一般向けであれば、やはりもう少し分かりやすい表記になるのではないかと思います。

資料1と2の民事訴訟と債権執行について見てくださいというふうに、電話でも連絡をいただいたので、ホームページからまず入ってみようと思いましたが、なかなか資料1と資料2が見つけれなかったです。このページに行き着かなかったです。民事訴訟について勉強し

たいと誰かが思っても、この表まで行き着かないというところがありました。基本的に、そこの入り口に入れなかったです。

それから、それぞれについての説明文も難しいですが、資料1の民事訴訟については、みんなが、説明が丁寧過ぎて分かりにくい、細かいことが一から十まで書いてあるような感じです。どういうものかをまず知りたい人にとっては、分からないという感じがします。例えば、資料1の2の「訴状の記載について」というところで、PDFで訴状が張りつけてあって、説明は以下のとおりですとありますが、これをするのであれば、訴状があって、そこに説明書のようにして、ここはこう、ここはこう、ここはこうとあった方が、よく分かるだろうという感じがします。

それから、「証拠書類の提出について」とありますが、素人が見ますと、2の「訴状の記載について」のところにある「(10)証拠方法」、 「(11)附属書類」と、3の「証拠書類」というのが、全然これは別なのかどうなのか、よく分からなかったです。

最後にPDFで、「民事裁判について」という形で張りつけてありますが、ある意味、「民事裁判について」というのは、フロー図が書いてあって、客観的にはどんな手続かというのは、これを見ると何となく、素人が見ても分かったような気がします。そのあたり、どれを最初に見せていって、どの説明をしていくのかというのが、分からないところでした。

資料2につきましては、資料1よりも資料2の説明文の方が、もっと専門的であり、分かりにくいというのが、職員の一致した意見でした。どれも専門用語だと思いますが、例えば、資料2の4のところの「作成する申立書等の通数」、 「各丁ごとに丁数」と記載がありますが、丁数と言わないとだめなのかどうなのか、普通の方には何部とか、

1通とか、そういう表記で、普通の表記でいいのではないかという感じがします。また、「付与を受けてください。」とか、裁判所内で使われている用語が、そのままホームページに掲載されているという感じがしますので、一般向けでしたら、そういう言葉遣いも、ちょっと気をつけた方がいいのではないかという感じでした。

事務担当者　　まず、このホームページは、実は最初に入ってくるところから、すごく奥の方に入っているところを見ていただいております。通常は、裁判所が扱う事件やQ & Aというところに、まず入っていただくことが先かと思っております。そこは、最高裁の方の説明書に飛んでいくようなリンクが張ってありまして、そちらの方に飛んでいっていただくと、全体の流れが分かるような説明が入っていますので、まずそちらを見ていただければ、一般の方はそっちを見ていただくことになるのかと思います。全国共通の申立書も、「裁判手続を利用する方へ」というところを押していただくと、最高裁のホームページに飛んでいって、そちらから見るできるようになっています。

鳥取の分についての説明にどんどん入っていくと、この画面になりますが、対象者がだれかということになりますと、今説明しましたとおり、一般と書かれたところを見ていただいて、さあ、申立てをしようというふうに考えられた方について、どういうイメージで書類を作成すればいいかということが分かるようにというもので、この説明文のところは作成しているものです。ある程度、その前の方の部分をまず見ていただいた上で、こちらに入っていくということが前提になっているので、ちょっと分かりにくい感じがすると思っております。

訴状のサンプルの番号の中に、説明を書いた方がいいのではないかという御意見ですが、この点については、訴状のサンプルの中にその説明を書くと、訴状自体がすごく読みにくくなる可能性があります

まして、一応分けた形にしております。他庁の分も見ましたが、訴状の中の終わりの方に注書で書いたり、最初の方に書いたりするという形の庁もありますが、鳥取地裁では分けた方が分かりやすいというイメージでとらえております。

附属書類と証拠書類の関連性がちょっと分かりにくいと思いますが、資料1の民事訴訟についての説明文の2(10)の証拠方法というのが、3の証拠書類の提出についてにつながっていきまして、2(11)の附属書類というのが、4の附属書類ということになっていきます。ただ、確かに関連性がはっきり書いてないというのは、御意見のとおりだと思いますが、作成している側の意図としては、そういう意図です。確かに関連づけが不十分という点につきましては、おっしゃるとおりだと思います。

それから、債権執行の方で、各丁ごとという言葉の使い方がどうかというお話がありますが、ページでいいと思うので、各ページという表現の方が、一般の方には分かりやすいと思います。

基本的には、対象者が誰かというのが論点になると予測していましたが、申立てを実際にしようと思う方には、基本的には、民事の裁判は当事者主義といいまして、自分の責任で自分の申し立てるものを準備いただいて、提出していただいて、裁判所がそれを審査するという、相手の言い分も踏まえて審査するということになりますので、基本的には、御自身の責任でしていただかなければいけないというのがルールですので、ある程度の理解はしていただかないといけないと考えております。

そのための一般的な知識については、ここに出しているこの分で理解していただくというよりは、先ほど申しましたとおり、最高裁の作成している説明書とか、そちらの方を利用していただけるようなリン

クづけはしているつもりです。

委員長 一般的にどんなものかということ、裁判所の概略を知りたい人は、Q & Aとか、そちらの方が比較的分かりやすくなっているということですね。本件は、いざこれから訴訟を起こそうという、それだけの意識の高い人のためのツールなので、かなり詳しくなっている部分もあるということですか。

事務担当者 はい、そういうことです。

委員長 もう少し分かりやすくするというような工夫の余地はありますか。

事務担当者 先ほどの、副本という言葉が分かりにくいというのは確かにありまして、ページ数という話もありましたし、附属書類と証拠書類の区別とかも確かに分かりにくいので、この本文の中での関連性の分からない部分というのもあると思いますので、そのあたりは、ちょっと説明書の工夫をした方がよいと思います。

委員長 ただ、また説明書を付け加えていただけだと、ますます詳しくなっていて、細かくなっていくだけみたいな感じがしますが、ある程度、簡略化できるところは簡略化するというのも、考える余地はあるのですか。

事務担当者 簡略化する余地もあると思います。

委員長 あと、文章にせざるを得ないという気はしますが、例えば、資料1の訴状の後ろへ付いている「民事裁判について」の部分は、図柄ふうになっていて、比較的分かりやすいと思ったりしますが、例えば、こういった形の工夫をするようなことは、難しいですか。

事務担当者 手続的なあたりについては図式化しやすいのですが、書式の説明ということになってきますので、先ほど申しましたとおり、具体的に訴状を提出するときのイメージをとらえていただくという意図がありますので、訴状のサンプルも非常に難しい内容が書かれていると思い

ます。これに説明書を加えていくとなると、非常に分かりにくさが増してくると思いますので、表とか、パワーポイントの形で説明できることは、考えられると思います。

委員 用語として、「民事訴訟に関する一般的注意事項」のところに、「期日」という言葉がありますが、「期日」というのも専門用語で、普通の人には多分、法廷とか裁判とかと言っているわけです。法廷で裁判が開かれる期日を「期日」と言っているわけで、場所とか内容とかが一体になった言葉なので、当たり前には僕らは使っていますが、普通に読んでいて意味が分かるのかというのが、まず一つです。

二つ目ですが、もっと根本的な問題で、とりあえず自分で裁判をやってみようという人は、書く内容について、例えば貸金であれば、金銭授受と返還約束と、この二つを書かないと判決がもらえないというのを、我々法律家は最初に学ぶわけです。法律要件という形で、最低、訴状に事実として二つ書かないとだめですという、そういったことが全く分かっていない人に、この書式を渡して、訴状を書いてみなさいと言っても、まず絶対書けないだろうと思います。

ただ、例として挙げている売買にしても、貸金返還請求にしても、賃料請求にしても、最低限これとこれは書かないといけないというのは、非常に簡単に書く内容というのは説明できるので、そういった事実を訴状に書くのですよという、説明とかというのはないのかと思います。基本的な法律要件の説明をしてもらわないと、簡裁の書式もちょっと見ましたけれども、あれを見て分かるのかという、簡裁でそれぞれの書式でそうなっているのかというのが、その書式をもらって見て分かるのかという疑問を持ちまして、そこは弁護士のところに行けとか、司法書士のところに行けというのであればいいんですが、今は、本人で裁判をやりたいという人に丁寧に教えるという裁判所のあり方

からいくと、もうちょっと中身があってもいいのかということがあって、そういう意見を言わせてもらいました。

委員長            ありがとうございます。今回は、資料1、2の本文について御意見をいただくことでしたが、ただ、今のお話ですと、添付する訴状にも、いろいろなバージョンごとに典型的なものをつけてほしいと、そういう意味ではないですか。

委員                違います。はっきり言って、訴状自体は、どんな書き方をしても、中身さえ入っていれば、本来いいはずです。むしろ、何が入っているかというのが大事で、請求原因というところには最低限この内容が入っていることを、自分の言葉でいいから書きなさいというのが大事であって、こういう訴えはこういう内容が最低入っていないといけないというのは、多分、訴状の具体例というのを、もうちょっと簡単な図解みたいなものなのかという気がします。

委員長            そうすると、資料1にある、PDFで訴状がぽんとついていますが、ここのPDFで導く先の内容については、こういうものをぽんとつけるだけでなく、ジャンルごとといいますか、法律要件ごとにやはり、ある程度典型的なものについての説明みたいな形になるのでしょうか。

委員                逆に言うと、訴状の中身については言わないという話ですが、この訴状の例は、いろいろなものがくっつき過ぎて、ものすごく分かりづらい例だと思います。代理権とか保証とか追認とかというのは、言ってみれば、その後、いろいろ増えてくる部分です。一番基本的な部分ではないので、そういうふうに難しくなってくれば、専門家のところへ行きなさいでもいいのかもしれないのですが、貸したけれども返してくれないとか、そういうレベルで弁護士のところに行くのかというふうに考えると、本人でやった方がいいのではないかと思うと、中心になる部分が何か、これとこれを書けばいいというような説明という

のではないのかと思っただけです。

委員 この訴状の例で、まずもって自分でやってみようというふうに思った人が見たときに、原告訴訟代理人弁護士だれだれというふうを書いてあるだけで、弁護士がいないとだめだと思うでしょう。

委員長 ありがとうございます。貴重なご提言だと思います。確かに、典型的なものに書いてある内容が何か影響を与えるのではないかと、いうことですね。

委員 専門家が言うのはいけないのかもしれませんが、実は私、地裁の方で単独事件という、一人でする事件を担当して、大体10年ぐらいたちますが、時々、本人訴訟をされる方が、こんな感じを出してくるかという、違います。実際のところは、簡易裁判所というのは全国いろいろなところにあって、市民に身近でなければならないということで、できている裁判所です。そこでは、そういうコンセプトから、定型訴状といって、貸金訴訟であれば、いついつ借りて、返すのはいつの約束で物語式に文字が入ってしまっていて、そこに日にちを、何年何月何日の数字だけ書けばいいようなものがあります。しかも、さっきの正本、副本とかありましたが、簡裁の場合には、被告も大抵複数でなく一人ですから、副本は複写式になっていて、ボールペンで書くと全部完成してしまうので、裁判所の方はそれを受け取って、副本はその2枚目を使って相手に送ると、そういう形になっています。

それで、地方裁判所で私が単独事件で実際に扱った本人訴訟の方で最も多かったのは、簡裁の窓口の方に行ってその用紙をもらってきて、そこでいろいろ教えてもらったりして、そこで書く。地方裁判所の方としては、それをそのまま使うと、ちょっとあることを書いていないと困る部分はありますが、そこは訴訟指揮で、第1回の期日が開かれたときに、ここはどうなっているのですかということを質問して、別

途また書類を作成してもらった形でした事例が圧倒的で、何かこういうホームページを見て勉強してきましたというのは、余り接したことがないです。

そういった意味では、地方裁判所の案内というのは、実は、簡易裁判所の場合には、むしろ弁護士が見つからないことも多かったですりして、なるべくこちらがいろいろしないと、うまくいかないというところもあって、また、市民に利用しやすくというコンセプトがありますから、いろいろやっていますが、地裁の事件になると、弁護士が代理人で片方がついているのに、片方に何かこちらが一生懸命教えたりするのが、果たしていいのかというところで、どの程度中立に、こちらの方が親切にやっていくのだろうかというところが、かなり悩ましいところもあって、いろいろ書き方を細かく書いても、結局難しいところもあるので、むしろ、法テラスとか、鳥取県弁護士会のリンクを張りつけておいて、とりあえずそっちの方にそのままアクセスしてもらおうような仕方の方がよいのではないかと思います。地裁のこのホームページをどういう形にしたらよいかというのは、実は利用者の目から見ると、案外難しいのだというところを、今お聞きして感じました。だから、どうするというのは、なかなか難しい面もありますが、一応、簡易裁判所ではそういう、結構手軽なものもあって、それを利用される方もいるというところは、御紹介しておこうかと思います。

事務担当者 口頭弁論期日の「期日」の説明についての説明が漏れていると思いますので、追加で説明します。先ほど、最初に申しましたとおり、最高裁のホームページの方に入りますと、口頭弁論についての説明も入っております。口頭弁論期日においては、裁判所の指揮のもとに公開の法廷で手続が行われますというような説明がされていますので、こちらも参照していただくと分かりやすいというのはありますが、確

かにこの文章だけ見ると、分かりにくいと思います。ただ、委員長から説明がありましたとおり、余りたくさん書き過ぎると、逆に分かりにくくなる場所がありますので、その辺のバランスをもうちょっと検討したいと思います。

委員 訴訟をするということを考えた場合に、訴状に原告訴訟代理人弁護士と書いてある時点で、本人訴訟はやめなさいと言っているのと一緒だと思いますので、やはりそういうことも考えないと、本人が訴状を書くというのは、ほとんど難しいと思うので、先ほどの裁判官の方が言われたように、割り切って簡裁の定型訴状の方にリンクを張るとかした方が分かりやすいと思います。その辺のところは、どういうふうに地裁としてはしていきたいのですか。要するに、見た人に訴訟ができるように誘導したいのか、何のためにこれを載せているのか、ちょっとよく分からない。

事務担当者 一応訴状については、代理人のところは、括弧という形で、必ずしもここが要るわけではないというイメージで作成しているつもりですが、確かに、ないといけないようにも見えますので、御意見はおっしゃるとおりだと思っています。ただ、訴状は一般的に、民事訴訟規則に従って書くと、こういう形になるというところで作成している様式ですので、難しいといえば難しいですが、民事訴訟規則では、基本的にはこの程度の記載を求めているというところを、イメージとしてもっていただけたらというところで書いていますが、割り切ってしまいかどうかの話ではないですけれども、先ほどお話があったとおり、どの辺で割り切ってしまいかという問題なので、その点はさらに検討した方がよいと思います。

委員 訴状のことで、原告訴訟代理人弁護士という話が出ましたが、これは保証債務請求事件となっていますが、受付センターで交付可能な書

式の一覧というのを見ると、訴状のひな形には、原告訴訟代理人弁護士というようなが入っていない。

委員長        要するに、この訴状のひな形自体が非常に、内容も難しく、形式的にも代理人つきで、かなり複雑になっているという、この点の御指摘ですね。そうすると、これについても、検討の余地があるということでお伺いするということによろしいですね。

委員        ここに、PDFの形ではなく、ワードの形で訴状のひな形をくっつけておいて、そこに打ち込んで、メールに添付して裁判所に送って、これでいいですかと聞いて、これではこれが足りませんと裁判所の方から返事があって、またそれを書いて、これでいいですということで、収入印紙を裁判所に送ると、裁判所の方から返事が来て、それを送って訴訟が成立するというような形にすると、非常に効率的になると思います。つまり、ひな形をここにくっつけておいて、後はメールで送れるようにしておいて、自分でワードか何かで入れて、メールに添付して裁判所に送る。裁判所の方でそれをチェックして、何が足りないとメールで返事をくれるというふうにすれば、かなり効率よくできるようになると思います。

事務担当者    オンラインによる申請手続については、支払督促手続については既に導入されておりまして、民事訴訟法においても規定されています。ただ、民事訴訟についてはその規定がないので、現時点ではオンラインによる申請というのは、基本的には難しいと思います。法律上規定がないので、できないということになります。立法されれば考えることになると思います。あと、ワード書式の形については、白紙のような書式は提供できると思いますが、訴訟類型というのはかなりたくさんありまして、すべての訴訟類型に対応したものを作成するというのは非常に困難であることと、先ほど申しましたとおり、当事者主義

で、本人の責任できちんと言い分を組み立てて、主張を出していくというのが建前になりますので、裁判所はそこまで、地方裁判所の事件で、そこまで本人をサポートするべきなのかどうかというのが問題になってきますので、すべての類型についてたくさん作成するということまでは、裁判所としては難しいと思います。ただ、訴状があつて、当事者の表示があつて、請求の趣旨があつて、請求の原因があつてという、ただ枠があるだけの様式なら、ワードという方法も可能ですし、実際そういう庁もあります。ただ、今回こちらが設定しているホームページの方は、実際、どういう文章のものを、規則に沿って書くようになるかをイメージしていただくと思って、出しているということになりますので、このホームページの趣旨はそういう趣旨だと御理解いただいて、ワードの書式を簡単に入手できるようにしたいという御要望については、検討させていただきたいと思います。

委員       電子訴訟というような形はだめですよと、受け付けるわけにいきませんよといったら、メールに張りつけて、これでいいですか、足りないところはありませんかと聞いて、返事をもらって、それを新たに打ち出して、印鑑を押して送るというような形なら、法律的にいいわけですか。メールで訴訟するからだめで、それをちゃんと打ち出して送るのならいいということですか。

事務担当者       メールで申立書そのものをいただくというのは、手続上できませんが、それをあらかじめ提出していただいて、本人が訴え提起をするということを前提に、下見をさせていただくということは、基本的には受付相談のレベルとしては可能だと思います。ただ、提出方法として、裁判所のメールは、セキュリティーの問題があつて、基本的に外部とつながっていませんので、メールという形では難しいと思いますが、ファックスは可能ですので、ファックスでお送りいただいて、電話相

談していただいて、点検していただいて、ある程度できましたら持ってきていただくということは、窓口の運用としては可能だと思います。

委員長

ただ、内容的なものに相談内容が入ってくると、手続説明の範囲を超えるという場合になると、なかなか難しい問題があるかもしれません。要するに、原告があり被告（相手）があることですので、一方の申し立てる側にだけ裁判所が、いろいろ相談に乗ってやることはなかなか難しいので、手続のレベルにおいては、説明はできますが、内容的なものにわたると、やはり専門家の弁護士業務の方になってくるかもしれません。

委員

先ほど、事務担当者からファックスで送って、それを裁判所の方が見て、電話で話を聞いてアドバイスするという話を聞いたのですが、そういうことをされているということですか。

事務担当者

基本的には、一般の方が利用される場合を想定しております。委員長が申しましたとおり、書類の中身については審査できませんので、当事者の表示が書かれているかどうかとか、請求の趣旨、請求の原因、様式のところが正しいかどうかというのは、今でも窓口何度か足を運んでいただいて、下書きをしてもらったものを見せていただいて、この点はどうなのでしょうとかということは言うようにはしております。遠方の方で、どうしても、足が悪いとか、身障者で出てこれないとか、ご病気で出てこれないということがあれば、一般の方については、対応する余地はあると考えております。

委員

私も聞いたことがないので、まだされていないですね。分かりました。もし、そういう体制が整ったということであれば教えていただいて、弁護士会にも結構、本人訴訟の相談に来られますから、そこでこういうふうにできますよというのを広報できるとしたら、それはすばらしいサービスだと思いますので、体制が整ったということであれば、

教えていただきたいと思います。

事務担当者 検討させていただきます。

委員 内容の関係は、裁判所は片方の味方にならないということで、教えられないという話で言われているのですが、さっき言ったように、最低限この内容がないと訴状が成り立たないというレベルで、それがありませんよとか、裁判所として補正を必ず言われる内容になってくると思いますので、その部分が抜けているということで、裁判官から言われるのか、受付で言われるのかという違いに過ぎないのかと思います。最初からそれが無いものを、印紙を貼らせて訴訟提起させていいのかというのもあるけど、何か内容は全部教えられないというわけじゃなくて、この内容は書かないといけないということぐらいは、窓口で、内容面であっても、教えてくれるべきだと思います。

事務担当者 その点につきましても、裁判官の釈明権の問題になってくる部分がありまして、窓口の意向と担当裁判官の意向が食い違うことも当然ありますし、あるいは、窓口で説明したことが実は不要であったり、あるいは間違っている場合に、責任が窓口の方には取れませんので、ある程度のサンプル、簡裁の訴状のサンプルをお見せはしますが、最終的に絶対ここが要るといような説明は、窓口では差し控えさせていただいているのが現状です。

委員 本人訴訟をするというのは、恐らく、相当勇気が要るわけですが、今の形式の問題と内容の問題って、多分区別がつかないですね。私なんかは少し分かるつもりですが、本人訴訟を起こす人が、本当に形式の問題と内容の問題と区別がつくのか、皆さん聞いてもらえたら分かると思いますが、多分つかないです。

委員 簡裁の様式というのは、類型ごとにより種類があります。これは実は、大阪とか東京とかの大きな簡易裁判所が、これは書いてもらわな

いと困りますよという，ここの限度までは言っているのだろうというところをぎりぎり詰めて，書き方も多少書いてあるというような詰めた内容です。形式と内容とに分けても，結局，観念的で分かりにくいので，要は結局，簡裁の定型訴状を渡すことが，多いように思っています。窓口でも，地裁でいろいろして，まず，地裁に上がってくる事件は訴額が大きかったり，難しいことも多いので，弁護士のところへ行った方がいいかもしれないという話もしながらするのですが，やはり自分でやるとなると，大抵，簡裁の定型訴状をお渡しして，それについて，ここにどう書いたらいいか分からないみたいなことになると，どういう事情ですかと聞いて，じゃここにそう書いてくださいというところまでをする場合もあります。中には，どう書いたらいいのか，要は自分で説明する前に，こっちの見解を聞いてくる人も時々いるのですが，ちょっとそこはできませんということで，結局，個別の書類を見ながら，事実上，振り分けているというようなところがあって，あらかじめの説明はなかなか難しいところもあるというふうに感じます。

委員 全体的に，分かりにくいのですが，まず，資料1の1の「はじめに」のところに記載のある資格証明書の意味がどういう意味なのか分からないのと，資格証明書などと書いてありますが，ほかに何が必要なのか分からない。

事務担当者 先ほど，附属書類と証拠書類の区別が分かりにくいというお話があったのと同じお話でして，これも資料1の4の提出書類の説明の部分の，商業登記簿謄本とか登記事項証明書と書いてある部分のことを，資格証明書というの是指しておりますが，これとの関連性が，確かにこの文章上，明らかでないので分かりにくいというのは，おっしゃるとおりだと思いますので，検討させていただきたいと思います。

委員長            パソコンの画面で見ると、大体この大きさなのですか。もうちょっと画面によって大きくなるのですか。

事務担当者        パソコンだと、フォントを拡大する機能が多分あるはずですので、それで文字を大きくして表示することは可能だと思います。

委員                最高裁の方のホームページを開いていると、もとの方のホームページに開いていくので、そこの方に民事訴訟とか、結構分かりやすく書いてあって、それを見ながら、またこっちに帰って見るという形で、何となく全部見ないと、全部を把握できないのですが、何となく、分からない文章とか、それから用語というのは、ずっと読んでいけば、こういうことなんだというのが、全部どこかにはちゃんと書いてあるのですが、そこを探し出すまでが、すごく時間がかかったというような感じです。それと、最初の方が言われましたけれども、債権執行に関しては、いくら読んでも分からなくて、ちょっと私には理解不能だったので、どういうことなのかなというのがちょっと分かりませんでした。本当に言葉が難しく、こういう言葉を使わないといけないかと思いました。

ただ、分かるように分かるように、一生懸命作成してくれているのだという意図は理解できましたが、なかなか難しいなというのが正直な感想でした。

委員                内容というより、さっき、見やすさのことを言われましたが、見やすさからいったら、全体的に文字の大きさが同じで、普通、会社のホームページだと、例えば資料1の1があって、「はじめに」というふうにするのだったら、その文字が大きくて、次は小さくて、それから2のところでもそうだし、民事訴訟だけが大きな字になって、あとの字がほとんど同じ大きさの字で、めり張りが無いというか、役所の文章というか、民間だと多分、こういうホームページはまず作らない

と思います。見てほしかったら、もう少しその辺から違うんじゃないでしょうか。

事務担当者 その点はおっしゃるとおりだと思います。見出しを大きくというのは、そのとおりだと思います。

委員 この説明だと、定型的な書式を用意していませんのでということから始まっているのですが、さっきの裁判官のお話とかであれば、それこそ簡易裁判所というところを地方裁判所という形に直して、紛争の要点のところを請求の原因という形にしたものを、地裁でも用意してくれるといいという気がします。

事務担当者 簡易裁判所は、請求の原因でなくても、紛争の要点ということで、事案の概要が分かればいいというレベルで、申立てを受け付けることができますが、地方裁判所はそういうわけにいかないところがございまして、そのまま使うというのは、ちょっと概念的に違うところがありますので、難しいかと思いますが、参考資料としてつけることは可能かもしれないので検討させていただきたいと思います。